

下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う熊本市税条例等の適用の
経過措置に関する条例の一部改正について

下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う熊本市税条例等の適用の経過措置に
関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う熊本市税条例等の適用の経過措
置に関する条例の一部を改正する条例

下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う熊本市税条例等の適用の経過措置に
関する条例（平成22年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「含む」の次に「。次項において同じ」を加え、同条に次の1項を
加える。

3 前項の規定にかかわらず、第1項第1号の法人に対して課する平成26年10月
1日以後に開始する事業年度分及び同日以後に開始する連結事業年度分の市民税の
法人税割の税率は、平成27年4月1日前に終了した事業年度分及び連結事業年度
分の法人の市民税並びに同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に
係る法人の市民税については、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定
める率とする。

(1) 下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う熊本市税条例等の適用の経過
措置に関する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第 号。以下「改正
条例」という。）の施行の日（次号において「改正条例施行日」という。）の前日
において、市民税の法人税割の税率が改正条例による改正前の第3条第2項の規
定により旧城南町条例の例によることとされた法人 100分の9.7

- (2) 改正条例施行日の前日において、市民税の法人税割の税率が改正条例による改正前の第3条第2項の規定により旧植木町条例の例によることとされた法人
100分の11.9

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(提出理由)

地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）の施行に伴い、旧下益城郡城南町及び旧鹿本郡植木町の区域における熊本市税条例の適用に関する経過措置のうち、法人の市民税の法人税割の税率の引下げを行うため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。